

探究学習推進のための支援員派遣事業業務要求仕様書

1 件 名

令和 2 年度 探究学習推進のための支援員派遣事業業務委託

2 目 的

令和 4 年度から実施される新学習指導要領では、課題発見・解決能力や論理的思考力を育む「探究的な学び」を中心とした学習への転換が求められている。県立高校で教員を対象とした研修を実施し、ICT を利活用した探究学習実施のための手法の理解及び体験を通して、生徒自らが学び、自ら考える力の育成に向けた指導力の向上を推進する。また、本事業での実践研究をとおして、ICT を利活用した指導法の事例化を図る。

3 委 託 期 間

契約締結日から令和 3 年 3 月 19 日まで

4 委 託 内 容

県立高校 20 校において（「別表 実施校一覧」参照）、専門的な知識や経験を有する委託事業者が、ICT を利活用した探究学習のための教員研修を実施する。また、委託事業者の ICT 支援員が各校を訪問し、教員の ICT 活用指導力向上のための支援を行う。

(1) ICT を利活用した探究学習のための教員研修業務

（「別表 実施校一覧」No.1～14 の 14 校が対象）

① 県立高校における教員研修

- ・ 県立高校 14 校を対象に、各拠点 2 回以上の教員研修を行い、次の内容を扱う。

ア 探究学習の進め方に関する理解

イ 各拠点に整備されている ICT 機器を利活用した学習の体験

※各拠点では、PC 教室、探究学習用タブレット端末が利用可能

ウ 遠隔会議システムを利活用した授業

- ・ 受託者は、各拠点の教員研修が円滑に進められるように研修内容の事前調整を行うとともに、研修用テキストを提供すること。
- ・ 学習支援は、1 回あたり 60 分程度で実施すること。
- ・ 実施日程は、学校及び教育委員会事務局と事前に協議して決定すること。

② その他

- ・ 研修用テキストは、受託者が印刷データを作成し、各学校が必要部数を印刷して利用するものとする。その他、各学校に共通して準備が必要な場合は、教育委員会事務局から学校に依頼するものとする。
- ・ 受託者は、教員研修実施に必要な準備を十分に整え、研修が効果的に実施されるよう配慮すること。

(2) 教員の ICT 活用指導力向上に向けた ICT 支援員派遣業務

（「別表 1 実施校一覧」No.1～20 の 20 校が対象）

① ICT 支援員による ICT 活用支援業務

- ・ 受託者の ICT 支援員は、県立高校 20 校に 8 月から 2 月までの期間に計 8 回以上訪れ、

教員の ICT 活用指導力向上のための支援を行う。

- ・ 各学校の訪問日程は、学校及び教育委員会事務局と事前に協議して決定すること。
- ・ 基本支援内容は以下のとおりとし、都度必要な支援を提供すること。

ア スキルアップ支援

ICT 機器の操作方法、有効な活用方法や遠隔授業の実施方法に関する情報提供及び支援

イ 授業支援

ICT を活用した授業を円滑に進行するための支援（チームティーチング等）、及び事前準備・事後処理の支援

ウ 事例作成支援

教員との協力による、ICT を利活用した効果的な授業展開・指導法等を記録した「ICT 活用事例」の作成

(3) 業務遂行上の留意事項

- ① ICT を利活用した探究学習のための教員研修の実施にあたっては、対象校の職員全員が参加できるように事前に学校と打ち合わせ、調整すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業や分散登校等についても柔軟に対応する。生徒全員が登校できない場合でも、訪問日の調整をしたり、ICT を活用した遠隔授業において業務を行うこと。
- ③ さまざまな理由により支援員が学校に訪問できない場合、あるいは学校側の希望がある場合はオンラインサポートも可能とし、訪問回数に含む。また、1つの学校に1日常駐せずに業務にあたる場合（複数校の同日訪問や依頼によるスポット訪問など）、委託者、受託者双方の不利益にならないよう協議の上勤務実績をカウントする。
- ④ 本事業実施にあたり、事前に教育委員会事務局が開催する「学校代表者会」に出席すること。「学校代表者会」の概要については、以下のとおり。
 - ・ 目的：事業内容、スケジュール等についての説明
 - ・ 参加者：事業対象校代表者、受託者、教育委員会事務局
- ⑤ 当月の活動状況及び翌月の活動計画を毎月末までに教育委員会事務局へ報告すること。また、本業務は令和3年2月28日までに完了するものとする。

5 業務委託完了後の提出書類

本事業の終了後、令和3年3月19日までに以下の書類を教育委員会事務局学びの改革支援課担当へ提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書（A4判・任意様式）
- (2) 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、長野県教育委員会が必要と認めたもの。（電子データファイルを含む。）

電子データファイルは、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかで作成されたものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、長野県教育委員会との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 著作権等に関する配慮

提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、長野県教育委員会に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、長野県教育委員会は使用許諾を与えられたこととする。

7 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。

(2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、教育委員会事務局との連絡調整を行うこと。また、受託業務の実施にあたっては、長野県庁において、または遠隔会議システムを利用して行う。

(3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度長野県教育委員会と受託者が協議して決定するものとする。

以上

実施校一覧

No.	学校名	住所	学科・特色	教員研修	ICT支援員
1	中野立志館高等学校	中野市三好町2-1-53	総合	2回	8日
2	長野吉田戸隠分校	長野市戸隠1491	定時・分校	2回	8日
3	坂城高等学校	埴科郡坂城町坂城6727	普通	2回	8日
4	丸子修学館高等学校	上田市中丸子810-2	総合	2回	8日
5	東御清翔高等学校	東御市県276	多部制	2回	8日
6	望月高等学校	佐久市望月276-1	普通・通信制・サテライト校	2回	8日
7	小海高等学校	南佐久郡小海町千代里1006-2	普通	2回	8日
8	富士見高等学校	諏訪郡富士見町富士見3330	普通・農業	2回	8日
9	岡谷南高等学校	岡谷市湖畔3-3-30	普通	2回	8日
10	箕輪進修高等学校	上伊那郡箕輪町中箕輪13238	多部制	2回	8日
11	赤穂高等学校	駒ヶ根市赤穂11041-4	普通・商業・定時	2回	8日
12	松川高等学校	下伊那郡松川町上片桐919-1	普通	2回	8日
13	田川高等学校	塩尻市広丘吉田2645	普通	2回	8日
14	松本筑摩高等学校	松本市島立2237	多部制・通信制	2回	8日
15	下高井農林高等学校	下高井郡木島平村穂高2975	農業	—	8日
16	長野商業高等学校	長野市妻科243	商業・定時	—	8日
17	上田千曲高等学校	上田市中之条626	工業・商業・家庭・定時	—	8日
18	上伊那農業高等学校	上伊那郡南箕輪村9110	農業	—	8日
19	駒ヶ根工業高等学校	駒ヶ根市赤穂14-2	工業	—	8日
20	南安曇農業高等学校	安曇野市豊科4537	農業	—	8日
				28回	160日